

# 短期給付及び福祉事業財源率検討報告書

令和3年11月1日

短期給付及び福祉事業財源率検討委員会



令和3年11月1日

地方職員共済組合  
理事長 関 博 之 様

短期給付及び福祉事業財源率検討委員会  
座長 谷 史 郎

### 短期給付及び福祉事業財源率の検討結果について

本委員会においては、短期給付及び福祉事業財源率について、令和3年9月30日、10月19日及び11月1日の3回にわたり、近年の検討経緯を踏まえつつ、組合員数・標準報酬の状況に加え、短期給付財源率に関しては、医療費等短期給付の推移、高齢者医療制度に係る納付金の動向を、また、福祉事業財源率に関しては、健康増進及び疾病予防に係る福祉事業の動向を考慮し、さらには、組合員の負担に配慮するなど、各般にわたって審議を行ってきたところであり、その結果については、下記のとおりである。

### 記

#### 第1 短期給付財源率の復元について

- 1 短期経理については、減少傾向にあった組合員数が平成27年度以降増加に転じたこと等に伴い、掛金・負担金収入が増加したことなどにより、当面、短期積立金がこれまでにない規模にまで増加することが予想された。このため、組合員の負担に配慮する観点から、短期給付財源率は、平成29年度から令和3年度までの暫定措置として、1,000分の96.36を1,000分の10引き下げて1,000分の86.36として実施してきたところである。
- 2 その後、短期経理財政は、新型コロナウイルス感染症による受診控えに伴い医療費が減少したこと等から、想定よりも、赤字基調が改善し、短期積立金が増加することとなった。

- 3 しかしながら、今後の短期経理財政は、新型コロナウイルス感染症による受診控えの回復、短時間勤務職員の加入、団塊の世代の後期高齢者への移行等の影響を考慮すると、厳しい運営が予想され、このまま推移すれば、令和7年度にも短期積立金が枯渇すると見込まれることから、令和4年度以降、暫定的に引き下げていた短期給付財源率を復元する必要がある。
- 4 短期給付財源率の復元に当たっては、急激な変動により組合員に過度の負担が生じないように配慮する観点から、段階的に行うことが適当である。その際、医療費における、新型コロナウイルス感染症による受診控えの回復の状況、短時間勤務職員の加入による影響等を注視する必要がある。
- 5 以上のことから、令和4年度及び令和5年度の短期給付財源率は、現行の1,000分の86.36を1,000分の2復元して、1,000分の88.36として実施し、令和6年度以降の短期給付財源率については、改めて検討を行うことが適当である。なお、当該検討に当たっては、一定の短期積立金を確保しながら、短期給付財源率に急激な変動が生じないように、十分留意する必要がある。
- 6 また、今後とも、組合員数、人事委員会勧告を踏まえた標準報酬の動向、医療保険制度の改正等を注視しつつ、毎年度、短期経理財政の検証を実施し、短期積立金の推移を踏まえながら、その運営についての的確に対応していく必要がある。

## 第2 福祉事業財源率の引上げについて

- 1 福祉事業については、人間ドック、特定健康診査・特定保健指導、データヘルス事業等の健康増進及び疾病予防に係る福祉事業の充実に向けて、元気回復事業の見直し等も図りつつ、重点的に取り組んできており、福祉事業財源率は、1,000分の2.36として実施してきたところである。
- 2 今後の福祉事業については、短時間勤務職員の加入後において、均衡適用及び相互扶助の観点から適切な実施を図ること、また、組合員の健康確保及び医療費抑制の観点から健康増進及び疾病予防に係る福祉事業の水準をこれまでと同等に維持することが必要であり、これに伴って、本部・支部を通じて財源不足が見込まれることから、令和4年度以降、福祉事業財源率を引き上げる必要がある。

- 3 福祉事業財源率の引上げに当たっては、組合員の負担に配慮する観点から、本部保健経理剰余金も一部活用しつつ、単年度の引上げ幅を可能な限り抑制し、段階的に行うことが適当である。その際、短時間勤務職員の加入後の健康増進及び疾病予防に係る福祉事業の実施状況等を注視する必要がある。
- 4 以上のことから、令和4年度及び令和5年度の福祉事業財源率は、現行の1,000分の2.36を1,000分の0.2引き上げ、1,000分の2.56として実施し、令和6年度以降の福祉事業財源率は、改めて検討を行うことが適当である。

### 第3 短期給付財源率から福祉事業財源率への移譲について

- 1 第1の短期給付財源率の復元と第2の福祉事業財源率の引上げは、いずれも組合員の負担につながるため、両者の関係を考慮し、短期給付財源率を復元する範囲内で、福祉事業財源率の引上げを措置することが考えられる。具体的には、復元後の短期給付財源率から、福祉事業財源率に対し、その引上げ相当分を移譲するものである。
- 2 この場合、考慮すべき両者の関係としては、まず、第2の2のとおり、健康増進及び疾病予防に係る福祉事業を推進することは、短期給付の抑制に資することが挙げられる。また、当該福祉事業を推進するために必要な財源は短期経理財政の規模に比して相当程度小さいことから、移譲を行っても短期経理財政の運営に支障を生じないことが挙げられる。
- 3 以上のことから、令和4年度及び令和5年度の短期給付財源率において1,000分の2復元するうち、1,000分の0.2に相当する部分を福祉事業財源率に移譲することが適当である。

これにより、令和4年度及び令和5年度の短期給付財源率は、現行の1,000分の86.36を1,000分の1.8復元して、1,000分の88.16として実施し、令和4年度及び令和5年度の福祉事業財源率は、現行の1,000分の2.36を1,000分の0.2引き上げ、1,000分の2.56として実施することとなる（別紙参照）。

#### 第4 その他

健康増進及び疾病予防に係る福祉事業については、組合員の健康水準の向上を目指すとともに、短期経理財政の安定化に向けた医療費増嵩対策を適切に推進する観点から、今後とも、本部・支部を通じ、量的・質的な充実を図るべきである。

なお、その際には、健康保持増進等促進助成金についても、支部ごとに財政事情が異なる中、組合全体として、健康増進及び疾病予防に係る福祉事業を適切に実施できるよう、そのあり方を含め、検討を行うべきである。

(別紙)

## 短期給付及び福祉事業財源率変更案

(単位：‰(パーミル))

区 分		現 行 A	変 更 案 B	差 B - A
掛 金 率	短 期 給 付	43.18	44.08	0.90
	福 祉 事 業	1.18	1.28	0.10
	計	44.36	45.36	1.00
負 担 金 率	短 期 給 付	43.18	44.08	0.90
	福 祉 事 業	1.18	1.28	0.10
	計	44.36	45.36	1.00
合 計	短 期 給 付	86.36	88.16	1.80
	福 祉 事 業	2.36	2.56	0.20
	計	88.72	90.72	2.00

※ 育児休業手当金及び介護休業手当金に係る公的負担分を除く。

短期給付及び福祉事業財源率検討委員会名簿

- 座長 谷 史 郎（地方職員共済組合理事）
- 副座長 長 沢 正 一（新潟県職員労働組合執行委員長）
- 委員 安 部 敬 雄（愛媛県総務部人事課職員厚生室長）
- 委員 大 園 博 文（鹿児島県総務部総務事務センター厚生監）
- 委員 大 西 将 之（自治労大阪府本部副執行委員長）
- 委員 川 島 剛（神奈川県総務局参事監兼組織人材部長）
- 委員 瀬 上 英 克（自治労全北海道庁労働組合連合会書記長）
- 委員 萩 原 耕太郎（山口県総務部給与厚生課長）
- 委員 原 利 枝（島根県職員労働組合副執行委員長）